国土交通省関東地方整備局 政策広報誌 平成28年11月号(毎月発行・通算第124号) 責任者 広報広聴対策官室

Tel 048-600-1324

政策広報

関東地方整備局

第124号



◆目 次◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 高速パス&カーシェアリング社会実験に関する実験参加者を募集 ~新たな連携で観光振興など地域活性化を促進~
- 2 道路協力団体の第1回の指定に向け、募集を始めます
- 3 今冬の円滑な道路交通の確保に向けた関東甲信地方の大雪対応について
- 4 「"地域インフラ"サポートプラン関東 2016」山梨県内で、試行工事 第1号を公告
- 5 「関東 i-Construction 推進協議会」の発足について
- 6 地域インフラサポートプラン2016
 - ~「技術者スピリッツ」紹介(4話~13話)~

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 流水占用料等の一括徴収を可能に!
 - ~「河川法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定~
- 2 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正す る政令案」 を閣議決定
- 3 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正 について
- 4 ~第1回「インフラメンテナンス大賞」を募集します!~

◆◆地域の動き◆◆

◎ 栃木市のリノベーション事業と定住促進事業

一栃木県 栃木市 市街地整備課一

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。

e-mail: ktr-kantonomado@ml.mlit.go.jp

事務局 国土交通省関東地方整備局

総務部 総務企画官 田口 清次 TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369 企画部 企画課課長補佐 松澤 尚利 TEL:048-600-1329 FAX:048-600-1372

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 高速バス&カーシェアリング社会実験に関する実験参加者を募集 ~新たな連携で観光振興など地域活性化を促進~

関東地方整備局 道路部

高速バス停周辺の P&R 駐車場等にカーシェアリング車両を配備して、高速バス利用者に 観光等で利用して頂くなど、高速バスとカーシェアリングの新たな連携を実現するための社会 実験について、実験参加者の公募を開始します。

1.概要

国土交通省では、今年3月より「モーダルコネクト検討会」を設置し、道路ネットワークを有効に活用しながら、交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化する施策について検討を進めています。

この取組みの一つとして、観光振興など地域活性化を促進するため、近年普及が進んでいるカーシェアリングと高速バスの新たな連携を実現するための「高速バス&カーシェアリング社会実験」を開始します。今回実験を実施するにあたり、実験参加者の公募を以下の通り行いますので、お知らせします。

<社会実験の公募概要>

○実験参加者の条件

関東地方整備局管内に営業拠点※を有している高速バス事業者およびカーシェアリング事業者で構成するグループ

- ※営業拠点とは、本社(店)、支社(点)又は営業所
- ○受付期間

平成 28 年 11 月 15 日(火)~平成 28 年 11 月 30 日(水) 16 時

〇提出先

関東地方整備局 道路部 道路計画第二課

なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問合せは随時受け付けています。

○その他

公募要領、公募申請書(様式)は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/road_chiiki00000121.html

参考資料

本文資料(PDF) **[369 KB]**

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000152.html

2. 道路協力団体の第1回の指定に向け、募集を始めます

関東地方整備局 道 路 部

- 〇関東地方整備局ではこのたび、道路協力団体注)を公募することとなりました。
- 〇今回は、道路協力団体制度が創設されて初めての指定に向けた公募です。
- 〇公募の対象となる区間、事前相談期間、申請受付期間等の情報は、【別紙 1】の各事務所のホームページでご確認下さい。

注)道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、本年4月に創設されました。制度の概要については、リーフレット【本文資料(PDF)別紙2】をご覧下さい。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html

参考資料

<u>本文資料(PDF)</u> 型[652 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000150.html

3. 今冬の円滑な道路交通の確保に向けた関東甲信地方の大雪対応について

関東地方整備局 道 路 部

関東地方整備局では、平成26年2月の記録的な降雪により、長期間にわたって道路交通に甚大な影響がもたらされた教訓を踏まえ、平成26年12月に以下の取組方針をとりまとめているところです。

- (1)早い段階での通行止めによる、集中的・効率的な除雪作業の実施
- (2)除雪体制の強化
- (3)降雪時期の普及啓発、異常積雪時の道路情報提供の充実
- (4)広域的な支援体制も含めた関係機関との連携・協力

平成 28 年 1 月には、本州の南海上を低気圧が通過した影響で、太平洋側でまとまった降雪となりましたが、この取組方針に基づき、事前の準備を行うと共に、山梨県・群馬県の直轄国道の一部区間において、通行止めを実施し、集中的に除雪を行うことで、道路交通への影響を軽減する事が出来ました。

今冬においても、関係機関等と連携を図りながら、降雪時における円滑な道路交通の確保に取り組んでまいります。

参考資料

本文資料(PDF) **型**[1219 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000154.html

4. 「"地域インフラ"サポートプラン関東 2016」山梨県内で、試行工事 第1号を公告

甲府河川国道事務所

関東地方整備局が、9月に公表した建設業が取り組む担い手の確保と建設現場の生産性の向上を支援する「"地域インフラ"サポートプラン関東2016」で示された取組1-(1)「週休2日制確保モデル工事」において、「工事工程表の開示」をセットで行う本県第1号の公告を行いました。

《工事概要》

工 事 名:中部横断天神沢川橋上部工事

工事場所 : 南巨摩郡身延町一色地先

エ 期:契約締結の翌日から平成29年5月31日まで 工事内容: PC単純場所打ち中空床版橋延長26メートル

今後も「"地域インフラ"サポートプラン関東 2016」を積極的に、進めていきま

す。

【"地域インフラ"サポートプラン関東 2016】については、以下のホームページをご覧下さい

http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html

参考資料

本文資料(PDF) 🔼 [75 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/koufu_00000332.html

5.「関東 i-Construction 推進協議会」の発足について

関東地方整備局 企画部

- ◆国土交通省では建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す i-Construction の取り組みを進めています。このたび、関東地方整備局では、i-Construction の取り組みを地域の建設会社や自治体工事など多くの発注機関に広げるよう、国、地方公共団体及び特殊法人等、公共工事の各発注者間の連絡調整を図るため、「関東 i-Construction 推進協議会」を設立し、第1回の会議を開催します。
- ◆本協議会は、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、i-Construction の促進に向けた取り組み等について、情報共有を行うものです。
- ◆本協議会は、9 月に公表した「"地域インフラ"サポートプラン関東 2016」で示した重点項目 2 の取組(3)「i-Construction の取組を更に推進します」の具体行動となります。

〇開催概要

- ·日時: 平成 28 年 10 月 28 日(金) 15 時 00 分~17 時 00 分
- ・場所:さいたま新都心合同庁舎2号館5階504共用AV会議室
- ·参加機関:21 機関(関東地整、1 都 8 県 5 政令市、3 高速道路会社、都市再生機構、 水資源機構、日本下水道事業団)
- •議事
 - ・関東 i-Construction 推進協議会の発足について
 - ・関東地方整備局の取り組みについて
 - 各発注機関における取り組みについて等

【"地域インフラ"サポートプラン関東 2016】については、以下のホームページをご覧下さい http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index000000023.html

参考資料

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000433.html

6. 地域インフラサポートプラン2016~「技術者スピリッツ」紹介(第4話~第13話)~

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、紹介しています。「喜ばれるものを作る」 奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。



第 13 話 「大月バイパス(国道 20 号)の整備に取り組んでいます」 (株)錢高組 佐藤千鶴



第 12 話 「国道 17 号上部道路の整備に取り組んでいます」 岩崎工業(株) 千明俊貴



第 11 話 「<u>圏央道開通に向けて道路整備に取り組んでいます」</u> (株)新井組 山本万裕美



第 10 話 「中部横断道からの建設発生土を活用し富士川の整備 に取り組んでいます」 (株)新光土木 松土和樹



第9話 <u>「利根川左岸の整備に取り組んでいます」</u> 小川工業(株) 高木俊輔



第 8 話

「H28 松戸河川維持工事」
金杉建設(株) 松本真之介



第7話 「水防災害意識社会の再構築に取り組んでいます」 (株)山中組 牧島一憲



第6話 「新たな首都圏交通網の整備に取り組んでいます」 (株)大林組 三浦桂子



第5話 「<u>中部横断自動車道の整備に取り組んでいます」</u> (株)飯塚工業 河西臣



第4話 <u>「移転代替地の整備に取り組んでいます」</u> 宮下工業(株) 遠矢東勇

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1. 流水占用料等の一括徴収を可能に!
 - ~「河川法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定~

都道府県知事が徴収することができる流水占用料等の徴収方法を緩和する「河川法施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

現行制度における流水占用料等(※)の徴収は、流水の占用等をすることができる期間が複数年度にわたる場合には、毎年度、当該年度分を徴収することとされています。 (河川法施行令第18条第2項第1号)

一方、河川の利用については、近年、再生可能エネルギーの普及促進や魅力ある水辺 空間の形成等、多角的な観点から河川を資源として有効利用する動きが活発になってき ており、占用主体も公共性を有する主体だけでなく、営業活動等を行う事業者等へも広 がり、今後もさらなる占用件数の増加が見込まれています。

こうした状況の変化を踏まえ、流水占用料等の徴収について、より効率的な徴収を可能とするため、今般、河川法施行令の一部を改正し、流水の占用等をすることができる期間が複数年度にわたる場合の流水占用料等について、一定の要件を満たした場合には 当該期間分を一括徴収することができることとします。

※流水占用料等:都道府県知事が河川を利用する者から徴収する占用料又は採取料。河 川区域内の流水又は土地の占用、土石等の採取の許可・登録を受けた者が対象となる。

2. 概要

流水占用料等の徴収について、都道府県が許可等の案件毎の徴収総額やその他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認める場合には、都道府県が制定する条例により、当該期間分を一括徴収することが可能となります。

3. スケジュール

閣議日:平成28年11月29日(火)公布日:平成28年12月 2日(金)施行日:平成28年12月 2日(金)

添付資料

報道発表資料 (PDF 形式: 146KB) 🛂

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000016.html

2. 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織 令の一部を改正する政令案」 を閣議決定

リニア中央新幹線の整備を促進するために行う、財政投融資資金の貸付けに関し必要な事項等を定めるため、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令」を、本日、閣議決定しました。

1). 背景

本年 11 月 11 日に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務(以下「貸付業務」という。)を当分の間行うこととされました。 これに伴い、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令」等について、所要の改正を行います。

Ⅱ. 概要

[1] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正関係中央新幹線に係る建設主体は、貸付金の貸付けを受けようとする場合には、貸付金の借入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならないこととします。

なお、政令の改正に合わせ、申請書の記載事項を定める等、独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構に関する省令の改正を行います。

[2] その他所要の改正を行うこととします。

3). 公布·施行

公布 平成28年11月18日 施行 平成28年11月18日

添付資料

報道発表資料 (PDF 形式) 🎒

概要 (PDF 形式) 🎒

要綱(PDF 形式)^譻

法律案・理由(PDF 形式) 🕗

新旧 (PDF 形式) 🕙

参照条文 (PDF 形式) 🎒

概要(省令)(PDF形式) 🥌

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo03_hh_000077.html

3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理につい て」等の一部改正について

【改正のポイント】

貸切バス事業の新規許可申請者に対しては、運輸開始までに事業用自動車に対して定期 点検整備を実施する計画があることを許可の要件とするとともに、全ての営業所にイン ターネットに接続されたパソコンを設置することを許可の条件とすることとします。

1. 背景

本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は軽井沢スキー バス事故対策検討委員会を設置し、6月3日に同委員会において総合的な対策がとりま とめられました。

2. 概要

総合的な対策を踏まえ、今後、貸切バス事業に係る制度改正等に関する情報を受け取る ためのパソコンの設置を義務付けることとします。

また、本年11月1日から、増車の事前届出の際に増車予定車両の点検整備記録簿の写 しの提出を求めることとなったことから、新規許可申請時においても、運輸開始時まで に定期点検整備を実施する計画があることを確認することとします。

そのため、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理につ いて」等の一部改正を行うものです。

3. 今後のスケジュール

本通達の施行は、本年12月1日を予定しております。

添付資料

報道発表資料 (PDF 形式) 🌯



詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000252.html

4. ~第1回「インフラメンテナンス大賞」を募集します!~

国土交通省では、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、防衛省とともに、 社会資本のメンテナンスに係る優れた取組を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を 創設しました。

1. 「インフラメンテナンス大賞」とは

インフラメンテナンス大賞は、日本国内の社会資本のメンテナンス(以下「インフラメンテナンス」という。)に係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として実施するものです。

2. 表彰の概要

国土交通省のほか、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、防衛省の所管する施設について、以下の各部門における優れた取組や技術開発の関係者(個人又はグループ)に対して、各界の有識者による審査を経て、各大臣賞、特別賞、優秀賞を決定します。

- ア) メンテナンス実施現場における工夫部門
- イ) メンテナンスを支える活動部門
- ウ) 技術開発部門
- 3. 募集期間と今後のスケジュール(予定)について

平成28年11月17日(木) 募集開始

平成28年12月28日(水) 募集締切(必着)

平成29年 1月~2月 審査

平成29年3月 受賞者決定

平成29年 6月頃 表彰式

なお、本大賞の実施にあたっては、11 月 28 日(月)設立予定のインフラメンテナンス国民会議の協力も得て、応募案件の掘り起しや、受賞案件における優れた取組の全国的な普及・展開に取り組んで参ります。

添付資料

報道発表資料 (PDF 形式) 🎒

概要資料 (PDF 形式) 🌯

第1回インフラメンテナンス大賞 応募要領 (PDF 形式) 🎒

第1回インフラメンテナンス大賞 募集様式(Excel形式) 🌉

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000142.html

◆◆地域の動き◆◆

栃木県 栃木市 市街地整備課

『 栃木市のリノベーション事業と定住促進事業 』

本市は、平成22年3月29日に栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の1市3町が合併し、その後、平成23年10月1日に西方町と、さらに平成26年4月5日に岩舟町と合併し、1市5町からなる新しい栃木市となりました。

人口約16万人の栃木県内で3番目の都市となり、県南の拠点 都市としての一体的なまちづくりが始まったところです。

市のキャッチフレーズである「来て・観て・住んで あった かとちぎ」を目指し、様々な施策を行っていますが、今回は、 中心市街地における取り組みの一部を紹介させていただきます。



栃木市役所: http://www.city.tochigi.lg.jp/

本市は、川越、香取(旧佐原)と並び「小江戸」 と呼ばれ、市の中心部は、日光例幣使街道の宿場 町や巴波川を利用した江戸との舟運による商都と して、また、明治4年から13年間 県庁が置かれ、 栃木県名発祥の地として栄えてきたまちです。

市街地には、今でも江戸時代の末期に建てられた見世蔵や土蔵、洋館等が数多く残されており、昭和 60 年代より歴史的な景観を活かしたまちづくりを進めています。



長年のこれらの取り組みにより、平成 21 年には、国土交通省主催の「美しいまちなみ大賞」を受賞しました。

さらに平成24年7月には、旧日光例幣使街道が通る市内嘉右衛門町地区において、栃木県内初となる重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、古い街並みとともに個性と魅力あるまちづくりを進める「蔵の街」として、市内外から多くの観光客が訪れています。

しかし、中心市街地では、他の地方都市と同様に大規模商業施設の撤退や公共施設の統 廃合・移転等に伴う大規模遊休地の点在、また市庁舎をはじめとする公共施設の老朽化の 進行や少子高齢化・人口減少の進展に伴う空き家・空き地の発生、さらに商業・観光活動 の低迷など、多様な課題が顕在化しています。

これらの課題への対応策として、低・未利用となっている土地や建築物の有効活用により、合併後における新しい栃木市の拠点を形成するとともに、地域活力の向上を図るため、

- 1. 栃木市役所本庁舎移転事業(空き店舗を活用した市庁舎整備)
- 2. 地方都市リノベーション事業 (大規模遊休地等の公的不動産の活用)
- 3. 蔵の街やどかりの家(空き家を活用した移住政策)に取り組んでいます。

1. 栃木市役所本庁舎移転事業

旧栃木市役所は、昭和35年の建築で、老朽化が著しく、耐震補強も実施されていない状況であるとともに、1市5町の合併による職員増、事務量の増大等により手狭になっていました。また、庁舎機能が分散していることによる市民サービスの低下等の課題もありました。

合併の際、市庁舎の位置については、合併後に検討することとしていましたが、折しも、 市内の百貨店が閉店することとなり、それに伴い店舗の無償譲渡の申し入れがあったこと、 また東日本大震災が発生し早急な庁舎機能の対策が必要になったことなどから、空き店舗 を活用した市庁舎整備の検討に着手しました。

また、中心市街地活性化のため、市庁舎と併せて市民の商業機能誘致の声もあり、複合施設としての検討の結果、平成26年3月に市庁舎と商業施設が一体となった新しい栃木市役所本庁舎が誕生しました。

(1) 新庁舎整備の経緯

平成22年

7月:福田屋百貨店栃木店閉店の報道

12月: 機福田屋百貨店から栃木店店舗の

無償譲渡の申し入れ

平成23年

1月~ : 栃木市福田屋百貨店栃木店閉店対策検討委員会の開催(計4回)

検討部会の開催(計8回)

3月:東日本大震災

平成24年

2月:住民説明会の開催(計11回)、パブリックコメントの実施

3月: 栃木市福田屋百貨店栃木店閉店対策検討委員会から答申

「栃木店は市庁舎として利活用することが望ましい。」

3月:栃木店を市庁舎として利活用することを決定

5月~ : 栃木市市庁舎整備検討委員会の開催(計8回)

6月:栃木市役所の位置を定める条例の改正

「移転日を平成26年2月10日と決定」

6月~ : 栃木市市庁舎整備市民検討会の開催(計5回)

8月: ㈱福田屋百貨店から土地・建物等を取得

平成25年

1月: 栃木市市庁舎商業施設選定委員会の開催(計3回)

2月 : 新庁舎商業施設運営事業者募集

3月 : 新庁舎商業施設運営事業者優先交渉権者の決定

「優先交渉権者 ㈱東武宇都宮百貨店」

3月 : 新庁舎整備工事契約の議決・契約締結・工事着手

9月 : 新庁舎商業施設運営事業者の決定

12月 :主要工事完了

平成26年

2月 7日:旧本庁舎(入舟町)閉庁

2月10日:新庁舎(万町)開庁

3月16日:新庁舎1階商業施設(東武宇都宮百貨店栃木店) 開店

3月28日:新庁舎完成記念式典

(2) 新庁舎の概要

所在地 栃木市万町9番25号

	庁 舎 棟	駐 車 場 棟		
敷 地 面 積	6, 265 m²	3, 307 m²		
建築面積	5, 5 5 4 m²	2, 3 3 1 m²		
延床面積	$2\ 3$, $3\ 1\ 9\ \text{m}^2$	16,283 m²		
駐 車 台 数	- 396台			
階数	地上 6 階建	地上 7 階建		
建築年月	平成 2 年11月			
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造			
総事業費	約49億8,000万円			



(旧本庁舎)



(新本庁舎)

2. 地方都市リノベーション事業(とちぎ蔵の街周辺地区都市再生整備計画事業)

栃木駅周辺や蔵の街と言われる中心市街地には、大規模な遊休地が点在しており、それらの土地を有効に活用し、都市の再構築を図るため、平成28年度から地方都市リノベーション事業を導入しました。

本事業は、平成28年度から平成32年度までの5か年をかけて、栃木市役所の本庁舎が移転した跡地とそれに隣接した小学校の跡地を一体的に活用し、本市の新たな拠点として、美術館や地域交流センターなどの整備により、中心市街地に魅力と活力と賑わいを創出するものです。

とちぎ蔵の街周辺地区都市再生整備計画:

http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000015000/hpg000014950.htm

【旧栃木市役所本庁舎跡地】

本市には、江戸時代の「蔵」を活用した既存の『とちぎ蔵の街美術館』がありますが、 規模が小さいことや絵画等の展示が難しいこと、さらには収蔵庫がないことなどから、 本市の文化芸術の情報発信、保存施設として十分な機能を有しているとは言えない状況 でした。

そこで、栃木市役所の旧本庁舎を解体し、新たな美術館となる(仮称)文化芸術館を建設します。

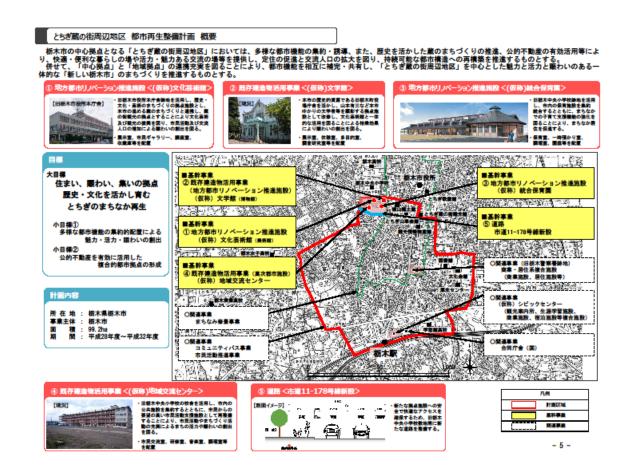
また、(仮称)文化芸術館と同じ旧市役所本庁舎跡地内には、大正 10 年に建てられ、登録有形文化財となっている旧栃木町役場の建物が残されており、本市の歴史を語るうえでかかせない建物であることから、市の文化財として保存し、併せて本市ゆかりの文学者などを紹介する(仮称)文学館として改修・再整備します。

【旧栃木中央小学校跡地】

市内の老朽化した市民活動支援施設等を統合・集約し、市民の生涯学習活動やコミュニティ活動等を支援するため、旧栃木中央小学校の既存の校舎を改修し、(仮称)地域交流センターとして再整備します。

また、旧小学校の校庭を利用し、中心市街地の中に保育園を配置することにより、まちなかの子育て環境の充実と定住促進を図るため、老朽化した2つの保育園を統合した新たな保育園を整備します。

これらの事業を一体的に実施することにより、各施設の相乗効果を生み出し、また、観光など、その他の事業と連携することにより、中心市街地の賑わいの創出と定住の促進につなげていきます。



(3) スケジュール

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
①(仮)文化芸術館	基本設計	実施設計	工 事	工 事	工事
②(仮)文学館	基本設計	実施設計	工 事	工 事	
③(仮)統合保育園	工 事	工事			
④ (仮)地域交流センター	基本設計	実施設計	工 事	工 事	
⑤市道	測量設計	工 事			

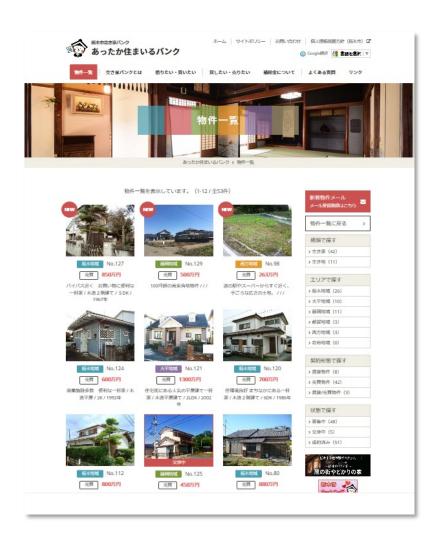
3. 空き家を活用した移住政策「蔵の街やどかりの家」

本市では、大きな課題である人口減少と空き家の発生に対応するため、空き家を活用した移住定住施策を進めており、その一環として平成28年3月28日、移住希望者向けの宿泊体験施設「蔵の街やどかりの家」をオープンさせました。

この施設は、市内中心部に位置し、本市の歴史や風情を感じられる県庁堀沿いの空き家を市が借り上げて整備し、移住を考えているが実際の生活に不安を感じているという方に、栃木市での暮らしを体験して頂くもので、利用料は1泊2,000円から最長1ヶ月30,000円(光熱水費込み)と非常にリーズナブルです。

生活に必要な家電製品や食器類なども全て整っており、その手軽さから、既に 10 組 24 名の方が利用し、内 2 組が栃木市空き家バンク制度「あったか住まいるバンク」を活用され、移住を完了しました。「宿泊体験施設で移住体験し、空き家バンクで新居を見つけ定住」といった一連の流れは、本市の特色ともいえる「空き家を有効活用した移住定住施策」の好例となりました。

今年8月には移住専門誌である「田舎暮らしの本」で実施された「50歳から住みたい地 カランキング」で関東地方第1位(全国6位)に選ばれるなど、これまでの取り組みが評 価されつつありますが、これに満足せず、今後も移住定住支援を推進してまいります。











【蔵の街やどかりの家 期待される効果】

(定住促進)本市の生活、魅力を実感してもらうことによる移住者の増加 (空き家対策)空き家の有用性を認識してもらうことによる空き家の有効活用の促進、 本市における中古住宅市場の活性化

(経済性)対象家屋が程度良好であるため、整備コスト抑制

蔵の街やどかりの家:

http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000015000/hpg000014328.htm